

奈良市公報

号外第17号

令和2年3月告示

令和2年10月30日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
3 9	104	奈良私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示	保育所・幼稚園課
3 25	145	奈良市地域おこし協力隊設置要綱を廃止する告示	東部出張所
3 26	147	奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示	廃棄物対策課
3 27	154	奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱を廃止する告示	農政課
3 30	158	奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示	建築指導課
3 30	159	奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示	建築指導課
3 30	160	奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	建築指導課
3 30	161	奈良市子ども・若者支援地域協議会設置要綱	福祉政策課
3 30	162	奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示	危機管理課
3 30	163	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3 30	164	奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3 31	165	奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3 31	166	奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3 31	167	奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3 31	168	奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示	産業政策課
3 31	169	奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する告示	危機管理課
3 31	170	都市公園の廃止	公園緑地課
3 31	171	奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱	保健衛生課
3 31	173	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱	廃棄物対策課

告 示

奈良市告示第104号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第133号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の前日に、この告示による廃止前の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の規定に基づきなされた申請に係る補助金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

（令和2年3月9日揭示済）

奈良市告示第145号

奈良市地域おこし協力隊設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域おこし協力隊設置要綱を廃止する告示

奈良市地域おこし協力隊設置要綱（平成24年奈良市告示第771号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月25日揭示済）

奈良市告示第147号

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程（昭和59年奈良市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「排出事業所（予定）箇所一覧表」を「、排出事業所（予定）箇所一覧表」に改め、同号オ中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同条第2号イ中「排出事業所（予定）箇所一覧表」を「、排出事業所（予定）箇所一覧表」に改め、同号ウ中「ヌまで」を「ルまで」に改める。

第3条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号ア中「すべて」を「全て」に改める。

別記様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

附 則

この告示は、令和2年3月26日から施行する。

（令和2年3月26日揭示済）

奈良市告示第154号

奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱（平成26年奈良市告示第375号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月27日揭示済）

奈良市告示第158号

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「一般財団法人日本建築防災協会」を「協会」に改める。

第5条第1項第2号ア中「3,600円」を「3,670円」に改め、同号イ中「1,540円」を「1,570円」に改め、同号ウ中「1,030円」を「1,050円」に改め、同項第3号中「30,000円」を「31,500円」に改める。

第8条第1項第2号中「(一戸建て住宅を除く。)」を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月30日揭示済）

奈良市告示第159号

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「50,300円」を「51,200円」に改める。

第7条第1項及び第9条第1項中「各4部」を削る。
第11条第1項中「各4部」を削り、同項第3号中「写し」の次に「又は耐震改修工事に要した経費の支払を証する書類の写し（耐震改修工事に要した経費の支払を証する書類による場合は、規則第17条第2項の規定による補助金の交付を受けようとする日までに、当該経費の領収書の写しを提出するものとする。）」を加える。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月30日揭示済)

奈良市告示第160号

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱(平成31年奈良市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「759,000円」を「772,000円」に改める。

第10条第3号中「土砂災害対策改修工事に要した経費の領収書の写し」の次に「又は土砂災害対策改修工事に要した経費の支払を証する書類の写し（土砂災害対策改修工事に要した経費の支払を証する書類による場合は、規則第17条第2項の規定による補助金の交付を受けようとする日までに、当該経費の領収書の写しを提出するものとする。）」を加える。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月30日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市子ども・若者支援地域協議会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子ども・若者支援地域協議会設置要綱(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者(以下単に「子ども・若者」という。)を包括的に支援するため、奈良市子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に必要な体制の整備に係る協議に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に

関すること。

- (3) 子ども・若者の支援に関する具体的支援の内容に係る協議に関すること。
- (4) 子ども・若者の支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等(法第15条第1項の関係機関等をいう。以下同じ。)により構成する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に、代表者会議、実務者会議及びケース会議(第5項においてこれらを「会議」という。)を置く。

2 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者(学識経験者にあつては、その者)により構成し、子ども・若者の支援に必要な体制の整備その他第1条の目的を達成するために子ども・若者の支援に係る総括的な事項を協議する。

3 実務者会議は、別表に掲げる関係機関等の実務者により構成し、次項に定めるケース会議での課題を踏まえた対応策の検討その他実務に関する事項について協議する。

4 ケース会議は、別表に掲げる関係機関等のうち個別のケースに直接関わりを有している担当者(今後関わりを有する可能性のある者を含む。)により構成し、子ども・若者に関する個々の支援について協議する。

5 第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、会議に、別表に掲げる関係機関等以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の開催)

第5条 代表者会議は、会長が招集し、会長が座長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、福祉部長が招集する。

2 実務者会議及びケース会議の招集その他会議の開催に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援調整機関として奈良市福祉部福祉政策課を指定する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会に出席した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び

運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- 奈良市福祉部
- 奈良市子ども未来部
- 奈良市健康医療部
- 奈良市観光経済部
- 奈良市教育委員会教育部
- 奈良県の青少年健全育成に関する事務を主管する課
- 奈良市社会福祉協議会
- 奈良市民生児童委員協議会連合会
- 奈良地区保護司会
- 学識経験者
- その他市長が指名するもの

(令和2年3月30日揭示済)

奈良市告示第162号

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「交付対象者」の次に「(以下「補助対象者」という。)」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 補助金の交付対象となる緊急告知ラジオの数は、補助対象者1人につき、一の年度当たり5台を限度とする。

第5条中「額」の次に「1台につき」を加える。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月30日揭示済)

奈良市告示第163号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により設置され、市内で運営されている公私連携幼保連型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）

第3条第1項第3号中「第5号」の次に「及び第6号」

を加え、同項第4号中「前条第6号」を「前条第7号」に改め、「保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金」の次に、「保育士就労奨励費交付事業費補助金」を加え、同項第5号中「前条第7号」を「前条第8号」に改める。

第4条第2号中「奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号）」を「奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号）」に改め、「該当する認定こども園」の次に「及び同条第6号の規定に該当する公私連携認定こども園」を加え、「同条第6号」を「同条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改める。

別表1歳児保育事業補助金の項及び入所児童処遇改善費補助金の項を削り、同表に次のように加える。

保育士就労奨励費交付事業費補助金	新規採用保育士等に対して就労奨励費を支給していること。	保育士就労奨励費交付事業に必要な経費	職員1人年額150,000円 (当該職員1人につき1回に限る。)
保育補助者雇上強化事業補助金	保育補助者を新たに雇い上げていること。	保育補助者の雇上げに必要な経費	1施設当たり年額1,440,000円

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月30日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第542号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び私立幼稚園に通園する幼児に係る就園上の経済的負担の軽減」を削る。

第2条第3号中「当該年度の」を「雇用形態にかかわらず、当該年度の」に、「専任の教職員」を「が直接雇用する常時勤務を要する教職員」に、「非常勤職員」を「教育補助員」に改める。

附 則

この告示は、令和2年3月30日から施行する。

(令和2年3月30日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年奈良市告示第201号）を次のように改正する。

第4条第1号カを次のように改める。

カ 利用者支援

市又は社会福祉法人等は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育、保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、次に掲げる取組の実施に努めるものとする。

- (ア) 利用者の個別需要を把握し、当該需要に基づき情報の集約、提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするための取組
- (イ) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡、調整、連携及び協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める取組
- (ウ) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）の実施に当たり、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報及び啓発活動を実施し、広く利用対象者に周知を図る取組
- (エ) その他利用者支援事業を円滑にするために必要な取組

第6条中「子ども・子育て関連3法に基づく新制度の円滑な施行に向けて」を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済)

奈良市告示第166号

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成

別表中 「 利用負担額 (1時間当たり) 」 を 「 利用負担額 」 に改め、同表多子世帯の項の

次に次のように加える。

多胎児世帯	無料
-------	----

別表上記以外の世帯の項を次のように改める。

上記以外の世帯	1時間まで500円 1時間以降30分までごとに250円
---------	--------------------------------

別記第1号様式中「□多子世帯」を「□多子世帯 □多胎児世帯」に改める。

事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱（平成30年奈良市告示第487号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (5) 多胎妊娠により出生した2人以上の子（小学校就学前の者に限る。）を扶養する世帯（以下「多胎児世帯」という。）であること。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (5) 多胎児世帯 世帯全員の住民票の写し

別記第1号様式中「□多子世帯」を「□多子世帯 □多胎児世帯」に、「氏名(申請者)」を「氏名(申請者) ㊦ ※」に改める。

別記第3号様式中「ひとり親世帯」を「ひとり親世帯・多胎児世帯」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱別記第1号様式及び第3号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月31日掲示済)

奈良市告示第167号

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成30年奈良市告示第486号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次の1号を加える。

- (5) 多胎児世帯（申請者の子（小学校就学前の者に限る。）で多胎妊娠により出生した2人以上のものを養育している世帯又は多胎妊娠中の妊婦の属する世帯をいう。以下同じ。）世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた事業の利用に係る申請について適用し、施行日前に行われた事業の利用に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市エンゼルサポート事業実施要綱別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市告示第168号

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱(令和元年奈良市告示第332号)の一部を次のように改正する。

- 第3条第1項第1号を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条に規定する特別区(以下「特別区」という。)に、本市に住民票を移した日(以下「転入日」という。)前10年のうち通算して5年以上住民票を置き、かつ、転入日から起算して1年前の日から転入日までの間連続して居住していた者で、当該居住地から本市に転入したもの

イ 東京圏(条件不利地域(離島振興法(昭和28年法律第72号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の規定により指定された区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)を除く。)に、転入日前10年のうち通算して5年以上住民票を置き、かつ、転入日から起算して1年前の日から転入日までの間連続して居住していた者のうち、特別区内に存する勤務先に転入日前10年のうち通算して5年以上通勤(雇用者にあつては、雇用保険の被保険者として雇用された場合に限る。)をしていた者(転入日前3月において連続した1年以上の勤務実績がある者に限る。)で、当該居住地から本市に転入したもの

ウ その他市長が特に必要と認める者

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第3条第1項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市告示第169号

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱(平成29年奈良市告示第563号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び別記第3号様式中「100,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市告示第170号

都市公園の廃止をするので、奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

供用を廃止する都市公園の名称	供用を廃止する都市公園の位置	廃止年月日
京終街区公園	奈良市京終地方西側5番地の1	令和2年3月31日

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市告示第171号

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項の規定により公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、予算の範囲内において奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該提供を行った者の経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄ドナー（骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した者をいう。）
- (2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 次条に規定する骨髄等の提供に要する全ての日において、ドナー休暇制度（骨髄ドナーが骨髄等の提供に要する日数について、年次有給休暇とは別に事業所等がその休日を特別休暇（有給休暇に限る。）として認めている休暇制度をいう。）のない事業所等に所属している者又は個人事業主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の対象者としなす。

- (1) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 助成金の交付申請に係る骨髄等の提供に対し、他の自治体等が実施する同様の助成金の交付を受けた者（助成金の額）

第3条 助成金の額は、2万円に次に掲げる日数の総数を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院に要した日数を除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院（医師等の面談を含む。）日数
- (2) 自己血貯血のための通院（医師等の面談を含む。）日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院（医師等の面談を含む。）日数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機

関が必要と認める通院、入院又は面談に要した日数（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等を提供した日から90日以内に奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証する書類
- (2) 前条に規定する骨髄等の提供に要した日において所属する事業所等の就業規則その他事業所等の休暇制度がわかるもの
- (3) 前号の事業所等との雇用契約書その他事業所等との雇用関係等がわかるもの
- (4) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第6条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成決定者に対し、助成金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金助成金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日以後に骨髄等を提供した場合におけ

る助成金の算定の基礎となる日数は、同日前の当該骨髄等の提供に要した面談、通院及び入院日数を含むものと

する。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長
 (申請者) 住所 年 月 日
 氏名 年 月 日
 生年月日
 電話

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付について、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

助成金額	申請額
骨髄等を提供した日の住所	
骨髄等の提供の提供日	
骨髄等の提供に係る入院をした期間	
骨髄等の提供に係る通院、及び面談をした日	
申請の対象となる合計日数	

2 添付書類

- (1) 骨髄バンクが発行する証明書
- (2) 骨髄等の提供に要した日において所属する事業所等の就業規則その他事業所等の休暇制度がわかるもの
- (3) 事業所等との雇用契約書その他事業所等との雇用関係等がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 同意・誓約事項

- (1) 私は、要綱第2条第1項第2号の確認のために住民基本台帳の調査に同意します。
- (2) 私は、奈良市が勤務する事業所等に対して、要綱第2条第1項第3号について照会し、確認することに同意します。
- (3) 私は、奈良市が骨髄バンクに対して、要綱第3条各号について照会し、確認することに同意します。
- (4) 私は、他の自治体等が実施する同様の助成金を受けていないことを誓約します。
- (5) 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約します。また、奈良市が奈良警察署等に対して当該事項を照会し、確認することに同意します。

署名欄

第2号様式（第5条関係）

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日 日付け助成金交付申請について、奈良市骨髄移植ドナー事業
助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり助成金を交付することと決定しました
ので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

第3号様式（第5条関係）

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日 日付け助成金交付申請について、奈良市骨髄移植ドナー支援
事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定しましたので
通知します。

年 月 日

奈良市長

印

1 助成金の名称

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金

2 交付決定額

円

記

1 助成金の名称

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金

2 不交付の理由

第4号様式 (第6条関係)

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書

(宛先) 奈良市長
 (請求者) 住所 氏名 生年月日 電話番号
 年月日

第5号様式 (第7条関係)

様
 奈良市長 団
 年月日

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金助成金返還命令書

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

年月日付で交付決定した移住支援金につきましては、奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり当該助成金の返還を命じます。

1 請求内容

請求金額	円
------	---

2 振込先口座

金融機関名				
店番	支店名	本店・支店・出張所		
口座番号		口座種別	普通・当座	
フリガナ				
口座名義人 (申請者本人)				

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限
- 3 返還理由
- 4 返還方法

(令和2年3月31日掲示済)

奈良市告示第173号

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(令和2年奈良市条例第15号。以下「条例」という。)第9条の規定による許可の申請及び第15条第1項の規定による変更の許可の申請(以下「許可申請」という。)の手續等に先立って実施する協議(以下「事前協議」という。)に関し必要な事項を定めることにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和2年奈良市規則第29号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(事前協議書の提出)

第3条 条例第9条の規定による許可申請を行おうとする者は埋立て等事前協議書(別記第1号様式。以下「事前協議書」という。)を、条例第15条第1項の規定による変更の許可申請を行おうとする者は埋立て等変更事前協議書(別記第2号様式。以下「変更事前協議書」という。)をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、規則第10条第3項各号(第1号から第3号まで及び第24号アからウまでに掲げる書面を除く。)に掲げる図書を添付するものとする。ただし、規則第10条第3項第12号に掲げる登記事項証明書及び公図の写しについては、土地調査及び地番合成図をもって代えることができるものとし、市長が認めるときは、これらの図書の一部の添付を省略することができる。

3 第1項の変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

(関係部局との情報交換等)

第4条 市長は、当該埋立て等の計画に適用される法令等を所管する関係部局に対し、前条第1項に規定する者(以下「申請予定者」という。)から提出された書類の提供その他必要な情報交換を行うことができる。

2 市長は、埋立て等の計画について、その適正化を期するため特に必要と認める場合にあっては、関係部局との調整会議(以下「調整会議」という。)に付するものとする。

3 申請予定者は、前項の調整会議に出席を求められたときは、これに応じなければならない。

(指示事項の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による情報交換又は前条第2項に規定する調整会議を経た後、関係部局の意見を集約し、指示事項として申請予定者に通知するものとする。

(関係部局との協議及び調整)

第6条 申請予定者は、前条の指示事項の通知を受けたときは、関係部局との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。

2 申請予定者は、指示事項を充足したときは、指示事項協議調整済報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、その内容を確認し、協議及び調整が完了していないと認めるときは、申請予定者に対して再度協議及び調整を行うように指示するものとする。

3 申請予定者は、指示事項を充足することができないときは、事前協議書を取り下げなければならない。

4 市長は、前条の規定による指示事項の通知をした日から1年を経過した後において、第1項の協議及び調整が完了していないときは、必要に応じ、申請予定者から経過等について報告又は説明を求めるとともに、関係部局の意見を聴いた上、当該埋立て等の計画の廃止を勧告することができる。

(周辺地域の住民への説明会)

第7条 申請予定者は、条例第11条に規定する説明会(以下「説明会」という。)を開催するときは、前条の規定による協議及び調整の完了後、周辺地域や周知方法についてあらかじめ市長の意見を確認しなければならない。

2 申請予定者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、説明内容、前項の確認結果等について記載した説明会の説明内容等通知書(別記第4号様式)を市長に提出し、協議の上確認を受けなければならない。

3 申請予定者は、市長から前項の確認を受けた後、説明会を開催する日時、場所等について記載した説明会の開催予定通知書(別記第5号様式)を説明会開催日の2週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ市長に申出を行い、周辺地域の住民への開催日時等の周知に支障がないと認められたときは、当該期間を短縮することができる。

4 申請予定者は、説明会を開催したときは、説明会開催日から2週間以内に、説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について記載した規則別記第2号様式に規定する説明会の開催結果等報告書を、具体的に記載した議事録及び録音記録媒体とともに市長に提出し、協議の上確認を受けなければならない。ただし、録音記録媒体については、説明会参加者の代表(周辺地域の自治会長等をいう。)が署名した議事録をもって代えることができる。

5 申請予定者は、説明会で説明した搬入計画等について改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い等に関し、あらかじめ説明会において定めておくものとする。

(現地調査)

第8条 市長は、申請予定者から事前協議書又は変更事前協議書の提出があったときは、その職員に埋立事業場及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。

(報告の徴収)

第9条 市長は、申請予定者に対し、必要に応じ、第7条の説明会及びその他関係者との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

(事前協議の終了)

第10条 市長は、第6条第2項の規定により指示事項協議調整済報告書が提出された場合において、協議及び調整が完了したと認めることができ、かつ、第7条第4項の規定により提出された説明会の開催結果等報告書が条例

第11条の趣旨を満たしていると判断したときは、事前協議の終了を申請予定者に通知するものとする。

2 申請予定者は、前項の通知日から1年を経過するまでの間(以下「申請期間」という。)に許可申請を行わなければならない。

3 申請予定者は、申請期間を徒過して許可申請を行う場合、再度事前協議を行わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

埋立て等事前協議書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱第3条第1項の規定により、関係図書を添えて事前協議書を提出します。

埋立て等の目的及び種別		年 月 日 ~ 年 月 日
埋立事業区域の位置		
埋立事業区域の面積	m ²	
埋立て等に供する施設の設置に関する計画		
埋立て等に使用される土砂等の量(※1)	m ³	
埋立て等の期間(※2)		
最大堆積時及び売却時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状(※3)		
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画(※4)		
廃棄物の土砂等への混入を防止するための措置		
土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するための措置		
埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための措置		

第1号様式の付表1

埋立て等に関する土砂等の搬入に関する計画

埋立て等が施工されている埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散防止措置	
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置	
	騒音及び振動の防止措置	
	その他	
管理責任者の氏名及び住所	住所 氏名 電話番号	
管理事務所の所在地		
埋立事業区域外への排水の水質検査を行うための措置 (※5)		
保証人の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)(※5)	住所 氏名 電話番号	

(※1) 一時堆積(埋立て等が埋立事業区域外への搬出を目的として行われるものをいう。以下同じ。)である場合にあっては、年間の埋立て等に関する土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量

(※2) 一時堆積である場合にあっては、記載不要

(※3) 一時堆積である場合にあっては、埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状

(※4) 発元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の区分を付表1に記載して添付すること。

(※5) 埋立事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合にあっては、記載不要

備考

- 申請予定者が法人である場合にあってはその役員の名及び住所、申請予定者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の名及び住所)、申請予定者に奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項第1号に規定する使用人がある場合にあってはその使用人の氏名及び住所を付表2に記載して添付すること。
- 事業施工者がいる場合にあっては、付表3に記載して添付すること。

発元事業者名	発生場所
1日当たりの最大の搬入予定量	m ³
埋立て等に使用される土砂等の量	m ³
搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
搬入曜日及び時間	曜日 ~ 曜日 時 分 ~ 時 分
搬入土砂等の区分	
備考	

備考 搬入土砂等の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基礎となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

第1号様式の付表3

(事業施工者用)

住所
氏名
電話番号
印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

事業施工者が法人である場合の役員		役職名	住所
(ふりがな) 氏名			
事業施工者が未成年者である場合 法定代理人(個人の場合)			
(ふりがな) 氏名		住所	
法定代理人(法人の場合)			
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふりがな) 氏名		役職名	住所
事業施工者に奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項第1号に規定する使用人があ る場合			
(ふりがな) 氏名		住所	

備考 事業施工者ごとに作成してください。

第1号様式の付表2

(申請予定者用)

申請予定者が法人である場合の役員		役職名	住所
(ふりがな) 氏名			
申請予定者が未成年者である場合 法定代理人(個人の場合)			
(ふりがな) 氏名		住所	
法定代理人(法人の場合)			
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふりがな) 氏名		役職名	住所
申請予定者に奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項第1号に規定する使用人があ る場合			
(ふりがな) 氏名		住所	

第2号様式（第3条関係）

第2号様式の付表1

埋立て等変更事前協議書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住 所

氏 名 印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱第3条第1項の規定により、関係図書を添えて変更事前協議書を提出します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
埋立事業区域の位置		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

備考

- 1 申請予定者が法人である場合にあつては、その役員の名前及び住所、申請予定者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の名前及び住所）、申請予定者に奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項第1号に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名及び住所を付表1に記載して添付すること。
- 2 事業施工者がある場合にあっては、付表2に記載して添付すること。

申請予定者が法人である場合の役員		(申請予定者用)	
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所	
申請予定者が未成年者である場合 法定代理人（個人の場合）			
(ふりがな) 氏 名		住 所	
法定代理人（法人の場合）			
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所	
申請予定者に奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項第1号に規定する使用人があ る場合			
(ふりがな) 氏 名		住 所	

第4号様式（第7条関係）

説明会の説明内容等通知書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱第7条第2項の規定により、関係図書を添えて説明内容等通知書を提出します。

1	説明を予定している内容	
2	周辺地域や周知方法等	
3	周辺地域や周知方法等の調整内容	

備考 欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書面又は図面を添付してください。
また、説明に使用する予定の資料も添付してください。

第5号様式（第7条関係）

説明会の開催予定通知書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱第7条第3項の規定により、関係図書を添えて開催予定通知書を提出します。

1	説明会の開催日時	
2	説明会の開催場所	
3	周辺地域や周知方法等	

備考 欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書面又は図面を添付してください。
また、説明に使用する予定の資料も添付してください。

(令和2年3月31日揭示済)